

平成28年度「三重県運転免許センターポスター広告」広告主募集の御案内

平成28年度の「三重県運転免許センターポスター広告」の広告掲出場所（スタンド式ポスターボード 5枠）に4枠空きが出ますので、広告主を募集します。

1 広告募集趣旨

三重県警察では、運転免許センター1階エントランスロビー西端にスタンド式ポスターボードを設置し、企業・団体等の方々の広告スペースとして活用していただくため、広告主を募集します。

なお、掲出する広告に関する一切の責任は広告主に帰属し、三重県警察が推奨等をするものではありません。

2 募集期間

平成28年2月1日（月）から平成29年1月31日（火）まで
（募集枠が埋まり次第、募集を打ち切ります。）

3 掲出期間

平成28年4月1日（水）から平成29年3月31日（木）までの間

- ・ 広告の掲出期間は、会計年度（1年）単位です。
- ・ 特段の支障がない場合は、1ヶ月単位の掲出も可能です。
- ・ 期間満了後の再掲出を妨げないこととし、広告の掲載期間は最長3年（会計年度単位）です。

4 広告の掲出場所及び年間来庁者数（三重県運転免許センター）

- (1) 広告掲出場所
三重県津市垂水2566番地
運転免許センター1階エントランスロビー西端（広告掲出位置図参照）
 - ・ 広告掲出位置図
- (2) 運転免許センター年間来庁者数
約32万人（平成27年中の延べ人数）

5 広告の規格及び掲出料

- (1) 広告の規格
縦1,189mm×横841mm以下のもの 1枠
※ 三重県警察が設置するスタンド式ポスターボード（縦1,200mm 横900mm）に直貼りとします。
- (2) 広告掲出料
1枠当たり 年額96,000円（消費税及び地方消費税含む）
月額8,000円（消費税及び地方消費税含む）

6 広告の掲出基準

次の各号に該当するポスター広告は掲出できません。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- (7) 個人の氏名広告
- (8) 当該広告事業の内容を、三重県警察が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (9) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (10) 社会的批判を招くおそれのあるもの
- (11) 教育的又は健康的な配慮が必要なもの
- (12) 青少年の健全育成によって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
- (13) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (14) 第三者の誹謗し、中傷し若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- (15) このほか、三重県警察が掲出する広告として妥当でないと認められるもの

7 申込み方法

三重県運転免許センター広告掲出申込書兼誓約書（様式第1号）を三重県警察ホームページからダウンロードし、必要事項を記入し、押印の上、添付書類を添えて掲出希望日の1ヶ月前までに11の申込み先まで郵送又は直接提出してください。

郵送の場合は、事故防止のため到着確認の連絡をお願いします。

なお、申込みに係る一切の費用は申込者負担となります。

- (1) 申込書
三重県運転免許センター広告掲出申込書兼誓約書（様式第1号）
- (2) 添付書類
 - ア 掲出を希望するポスター広告及び広告原案
 - イ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し
 - ウ 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3の3 未納税額がないことの証明）」（所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したものです。）の写し
 - エ 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したものです。）の写し

8 広告関係規程

- ・ 三重県広告掲載要綱
- ・ 三重県運転免許センター広告掲出要領
- ・ 三重県運転免許センター広告掲出基準

9 決定方法

申込みのあった広告の選定について、三重県運転免許センター広告掲出審査会において、三重県運転免許センターの広告関係規程に適合するか審査し、次の順位により広告掲出を決定します。同じ順位の場合は、県に納入される広告掲出料（予定額）の高いものを優先しますが、さらに同順の場合は、同一月に受理した広告掲出申込書の申込み順に、当該受理月現在における募集枠数を上限として、配分します。

- (1) 公共性が高く、かつ県内地域経済の活性化に資すると判断することができるもの
- (2) 県内に事業所等を有する法人
- (3) その他のもの

10 広告掲出決定後の手続き

- (1) 掲出決定の通知

広告掲出の可否については、三重県警察から申込者あてに三重県運転免許センター広告掲出（不掲出）決定通知書（様式第2号）を発出し、通知します。

- (2) 承諾書及び広告原稿の提出

掲出決定通知書が届きましたら、指定する期限までに三重県運転免許センター広告掲出承諾書及び広告原稿を提出してください。

三重県運転免許センター広告掲出承諾書（様式第3号）

- (3) 広告の掲出

広告の掲出は、掲出開始日までに三重県警察が指定する日に広告主で行っていただきます。

掲出位置については、広告主が指定することはできません。

- (4) 広告掲出料の納付

三重県警察が発行する納入通知書により、納入期限までに納入してください。

11 申込み先及び問合せ先

申込先

〒514-8514

三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課施設室管財係

電話 059-222-0110（内線 2276）

FAX 059-226-9917